

青森市病児一時保育事業利用助成金の手続きについて

～診療情報提供書料を自己負担した方に助成金を交付します～

1 対象者

青森市内に住所を有する者で、病児一時保育所を利用するために医療機関を受診し、診療情報提供書料を自己負担した方

※ただし、診療情報提供書料を自己負担した方であっても、実際に病児一時保育所を利用しなかった場合は、助成の対象となりません。

2 助成額

申請1回につき2,500円以内(診療情報提供書料として自己負担した額)

※消費税や手数料は助成金の対象に含まれません。

3 申請に必要な書類

- (1) 青森市病児一時保育事業利用助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 領収書(医療機関に診療情報提供書料を支払ったことを証する書類)

4 申請から助成金交付までの流れ

助成金の申請

- ・病児一時保育所を利用する際に、「交付申請書」と領収書を提出してください。
- ・「交付申請書」は各施設に備えてあります。



助成金の決定(市)

- ・市が申請内容を審査後交付決定を行い、「交付決定通知書」と「請求書」を送付いたします。



請求書の提出

- ・「請求書」に必要事項を記入し、交付決定を受けた日から14日以内に子育て支援課に提出してください。(郵送の場合は期日必着)



助成金の交付(市)

- ・請求から1か月程度で、指定口座にお振り込みいたします。

【お問い合わせ】

青森市福祉部 子育て支援課 017-734-5330

青森市浪岡振興部 健康福祉課 0172-62-1113